

通所リハビリテーション運営規程

(事業の目的)

第1条 要介護者等の依頼により、デイケアセンターを利用することが適切であるものについて、その身心の状況に応じたリハビリをはじめサービスの種類及び内容等を考慮し、機能訓練の計画を作成するとともに、サービス計画に基づき、各種サービスの提供し、利用者の健康の増進と維持を図ることを目的とする。

(運営方針)

第2条

1. 利用者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう配慮して、身体介護並びに介助及び生活訓練を行なう。
2. 利用者の身心の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切なサービスを行なう。
3. 利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供されるサービス等が特定の種類が不当に偏ることのないよう行なう。
4. 事業の運営に当たっては、居宅介護支援事業者、他の居宅介護サービス事業者、介護保険施設等との連携に努める。
5. 上記の他「指定通所リハビリテーション事業の人員及び運営に関する基準」を遵守する。

(事業所の名称)

第3条 名称及び所在地は次の通りとする。

1) 名称	介護老人保健施設 京都綾部さくらホームデイケアセンター
2) 所在地	京都府綾部市高津町遠所1番地611
3) 電話番号	0773-40-1066
4) 管理者	荻野 嘉夫
5) 開設年月日	2006年4月1日
6) 介護保険指定番号	[2651880029]

(職員の職種、員数、及び職務の内容)

第4条 京都綾部さくらホームデイケアセンター（以下事業所という）に勤務する職員数及び職務内容は次の通りとする。

1) 管理者	常勤 1名（医師・施設管理者と兼務）
管理者は、所属職員を指揮監督し、適切なサービスの運営が行われるよう実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。	
2) 医師	常勤 1名（管理者と兼務）
医師は、利用者の病状及び身体状況等その置かれている環境の適切な把握に努め、診療の必要があると認められる疾病又は負傷に対して適切な診断を基とし、必要な指示を適切に行うとともに、医学的管理を行なう。	
3) 看護職員（看護師及び准看護師）	0名
看護職員は医師の指示を受け、自立支援の観点から利用者の病状、心身の状況等の把握に努め、身体の清潔保持等必要な看護を行なう。	
4) 介護職員（介護福祉士、ヘルパー1・2級、その他）	常勤換算 1.0名以上

介護職員は利用者が入所生活をおくる上で日常生活上の世話等の介護を行うことを基本とし、必要に応じて看護職員・介護支援専門員と協力の上、施設サービス計画に沿った業務を行う。

5) セラピスト (OT・PT・ST)

常勤換算 2.0名以上

理学療法士・作業療法士は、医師の指示を受け、利用者の心身の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、利用者の心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立支援のために必要な理学療法等のリハビリテーションを行なう。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間

1) 営業日	通常月曜日から金曜日までとする。
2) 営業時間	土曜・日曜及び年末年始(12/31～1/3)は休日とする。 午前9時から午後5時までとする。
3) その他	医療法人社団恵心会介護老人保健施設京都綾部さくらホーム職員就業規則に準じて定めるものとする。

(指定通所リハビリテーションの利用定員)

第6条 通所リハビリテーションの利用定員は30名とする。

(通所リハビリテーションの内容)

第7条

1. サービスの内容は、本運営規程の事業目的等に添って作成した通所リハビリテーションサービス計画に基づいたサービス内容とする。なお、利用者の病状等を勘案し、自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は医師の指示により適切な処置を速やかに講じる。
2. その他、サービス内容は厚生省令第37号「指定居宅サービス事業の人員、設備、及び運営に関する基準」に定めてある取り扱い方針、診療方針、機能訓練、看護及び医学的管理の下における介護、食事の提供等を遵守して提供する。

(サービスの内容)

第8条 介護支援事業所の介護支援専門員(ケアマネージャー)が作成する「居宅サービス計画」に基づき、以下のサービスを提供する。

1) 入 浴	利用者のご自宅の状況に近い環境を設定し、利用者の自立した入浴に向けた支援を行います。
2) 排 泄	排泄の自立を促すため、利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。
3) リハビリテーション	理学療法士・作業療法士が通所リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身の状況が改善できるようリハビリテーションを行います。
4) 健康管理	管理者である医師及び看護師が利用者の健康管理に注意し、療養上の指導を行います。
5) 送 迎	ご利用時に事業所の車両にてご自宅までの送迎致します。

6) レクリエーション活動

利用者の心身の状況の改善のため、及びリハビリテーションの一環として、色々なレクリエーション活動を行います。

(通所リハビリテーションの利用料及びその他費用の額)

第9条

1. サービスを提供した利用者については、介護保険報酬に応じた利用者負担金を徴収致します。尚、法定代理受領分以外の場合は介護保険報酬額の相当額を徴収致します。
2. サービスを提供する際には、あらかじめ利用者や家族に対し、サービスの内容及び費用について説明を行ない同意を得ます。
3. 利用者の希望により提供するもので介護保険の給付対象にならないもの。

1) 教養娯楽費	1回	1 3 7 円	(税込)
通所リハビリテーションのなかで行うレクリエーション活動に使用する材料費です。			
2) その他実費			
本来、利用者に持参していただくべき物を事業所が提供した場合や、利用者が通所リハビリテーション利用中に使用する物で利用者に負担していただくことが適当であると思われる物については利用者に事前に了解を得てから徴収する。項目及び費用については、別紙1「利用料金表」をご確認ください。			

4. その他、利用料について支払いが困難な状況が発生した場合は、管理者と協議した上、減額または免除することができる。

(通所リハビリテーションの事業の実施地域)

第10条 綾部市内の中筋・綾部・豊里の各地区を提供地域とする。又、福知山市の内、観音寺・興・石原・報恩寺・私市の各地区も提供地域に含むものとする。又、実施地域以外であっても利用者の希望があった場合は都度協議の上、決定する。

(苦情・相談)

第11条 サービス内容に関するご相談・苦情があればご遠慮なく受付窓口でご相談下さい。又、窓口に「意見箱」を設置し、文書での苦情・ご相談も受け付けております。皆様方からの苦情については当施設が定めた「苦情処理マニュアル」に従い速やかに対応させていただきます。処理体制等の詳細については、契約時にお渡しする別紙3「苦情処理のために講ずる処置」をご確認下さい。

又、当施設の他に、綾部市役所（電話0 7 7 3-4 2-3 2 8 0）や京都府国民健康保健団体連合会（電話0 7 5-3 5 4-9 0 9 0）等でも受け付けます。

(緊急時の対応)

第12条 事業所は、現に通所リハビリテーションの提供中に、利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに担当医師により適切な処置をとる他、必要に応じて主治の医師又は歯科医師に連絡を取る等必要な措置を講じます。

(事故の防止及び発生後の対応)

第13条

1. 利用者の安全を第一に、事業者が定めた「事故発生時対応マニュアル」に従い事故の防止に日頃より努力する。尚、やむを得ない事情や利用者様の過失等により事故が発生する場合もありうるため、事故発生時の対応も十分にしております。
2. サービス利用中に万が一、事業者の責めに帰すべき事由により事故が発生した場合は、利用者に対して事業者が加入している損害賠償保険等により、その損害を賠償するものとする。
3. 事故発生の内容により、京都府及び綾部市等の行政機関へ報告しなければならない。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第14条

1. 利用者はサービスの提供を受けるに当たって、他の利用者の迷惑になるような行動があった場合、サービスの提供の中止もやむを得ないものとする。
2. 居宅等に於いて、急病等によりやむを得ずサービスの利用が受けられない場合は、すみやかに事業所へ連絡を入れるものとする。

(非常災害対策)

第15条 当事業所の非常災害対策については消防法施行規則第3条に規程する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に則り、また消防法第8条に規程する防火管理者を設置して次の通り万全を期する。

- 1) 防火管理者は管理者を当て、火元責任者には担当者を当てる。これらは医療法人社団恵心会介護老人保健施設「防災計画」の防火管理者、火元責任者と同一とする。
- 2) 自主検査については火災危険排除を主眼とした簡易な検査を始業時・就業時に行なう。
- 3) 非常災害用の設備点検は契約保守業者に依頼するものとし、点検においては防火管理者が立ち会う。
- 4) 非常災害用設備は常に友好に保持するよう努めるとともに、法令に定められた基準に適合するよう努める。
- 5) 火災の発生、地震及びその他の災害が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊の編成により、任務の遂行に当たるものとする。
- 6) 防火管理者は、従業員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ①防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）・・・年1回
 - ②利用者を含めた総合訓練・・・年1回以上
 - ③非常災害用設備の使用方法的徹底・・・随時
- 7) その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

(職員の健康管理)

第16条 職員は、この施設が行う年1回以上の健康診断を受診すること。

(その他運営に関する留意事項)

第17条

1. サービスの提供に当たる従事者は、社会的使命を充分認識し、職員の質の向上を図るため、研究、研修の機会を設け、また、業務体制を整備する。
2. 職員は業務上知り得た利用者または家族の秘密を保持する。
3. 職員であった者に、業務上知り得た利用者または家族の秘密を保持させるために、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
4. サービス提供に当たる管理者及び従事者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備または飲料水について衛生上必要な措置を講じ、物品の管理を適正に行なう。また、感染症対策についても必要な措置を講ずるものとする。
5. その他厚生省令第37号「指定居宅サービス事業の人員、設備、及び運営に関する基準」を遵守する。
6. この規程に定める事項の他は、運営に関する重要事項は医療法人社団恵心会介護老人保健施設綾部さくらホームが定める。

(附 則) 2006年4月1日 施行

(最終改訂) 2026年4月1日 一部改訂